

【参考資料1】

改定後の平均給与月額等

行政職給料表適用職員（職員数3,490人、平均年齢42.0歳）の所定内給与で試算をした場合（令和2年4月現在）

(1) 平均給与月額・平均年間給与額

平均給与月額	平均年間給与額	
	改定前	改定後
改定なし	580万7千円	578万9千円
350,657円		

※ 平均給与月額は所定内給与（職員の給与等に関する報告資料(6)・(7)頁の平均給与月額）をもとに算出  
 ※ 平均年間給与額は、期末手当・勤勉手当を含む

(2) モデル給与例（行政職給料表適用職員で扶養親族がない場合）

職名	年齢	給与月額	年間給与額		
		改定なし	改定前 (A)	改定後 (B)	差 (B-A)
係員	28歳	221,500円	365万5千円	364万4千円	△1万1千円
係長	48歳	373,700円	633万4千円	631万4千円	△2万0千円
課長	52歳	508,800円	837万2千円	834万7千円	△2万5千円
部長	58歳	638,200円	1,063万0千円	1,059万7千円	△3万3千円

※ 給与月額は、給料、管理職手当を基礎に算出  
 ※ 年間給与額は、期末手当・勤勉手当を含む

【参考資料2】

給与勧告の状況（行政職）

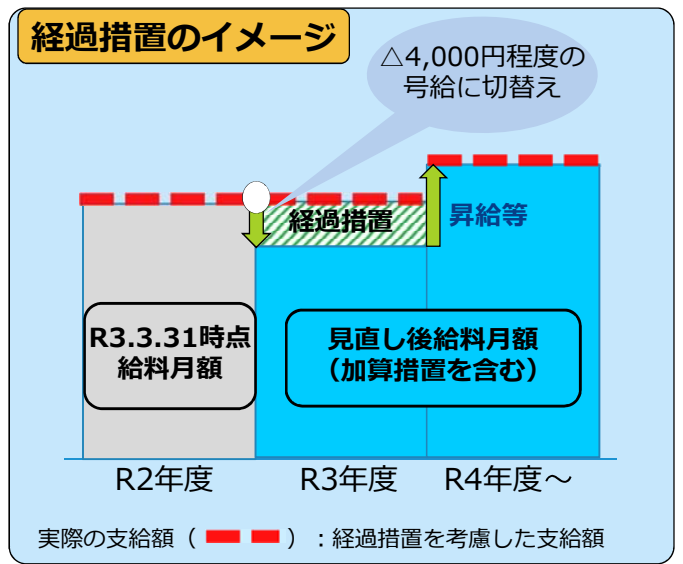
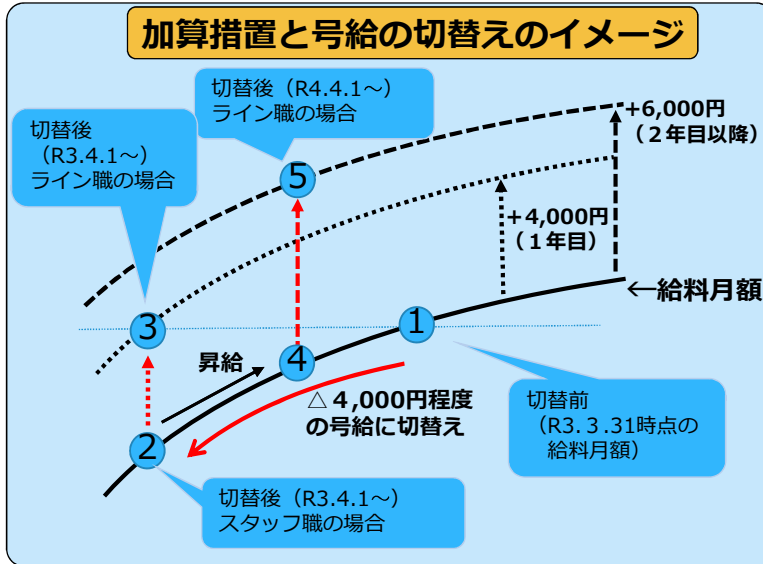
	月例給		期末・勤勉手当		行政職給料表適用職員の平均年間給与	
	公民較差	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成22年	△0.29% (△1,076円)	△0.28%	3.95月	△0.20月	△ 95千円	△1.5%
平成23年	△0.30% (△1,120円)	△0.29%	3.95月	-	△ 18千円	△0.3%
平成24年	△0.03% (△131円)	-	3.95月	-	-	-
平成25年	△0.08% (△286円)	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.23% (831円)	0.25%	4.10月	0.15月	68千円	1.1%
平成27年	0.22% (801円)	0.20%	4.20月	0.10月	47千円	0.8%
平成28年	△0.06% (△237円)	△0.06%	4.30月	0.10月	33千円	0.55%
平成29年	0.04% (151円)	-	4.40月	0.10月	36千円	0.60%
平成30年	0.12% (416円)	0.12%	4.45月	0.05月	26千円	0.44%
令和元年	0.03% (97円)	0.03%	4.50月	0.05月	20千円	0.34%
令和2年	△0.01% (△43円)	-	4.45月	△0.05月	△18千円	△0.31%

【参考資料3】

職務・職責に応じた給与の推進に係る見直しのイメージ

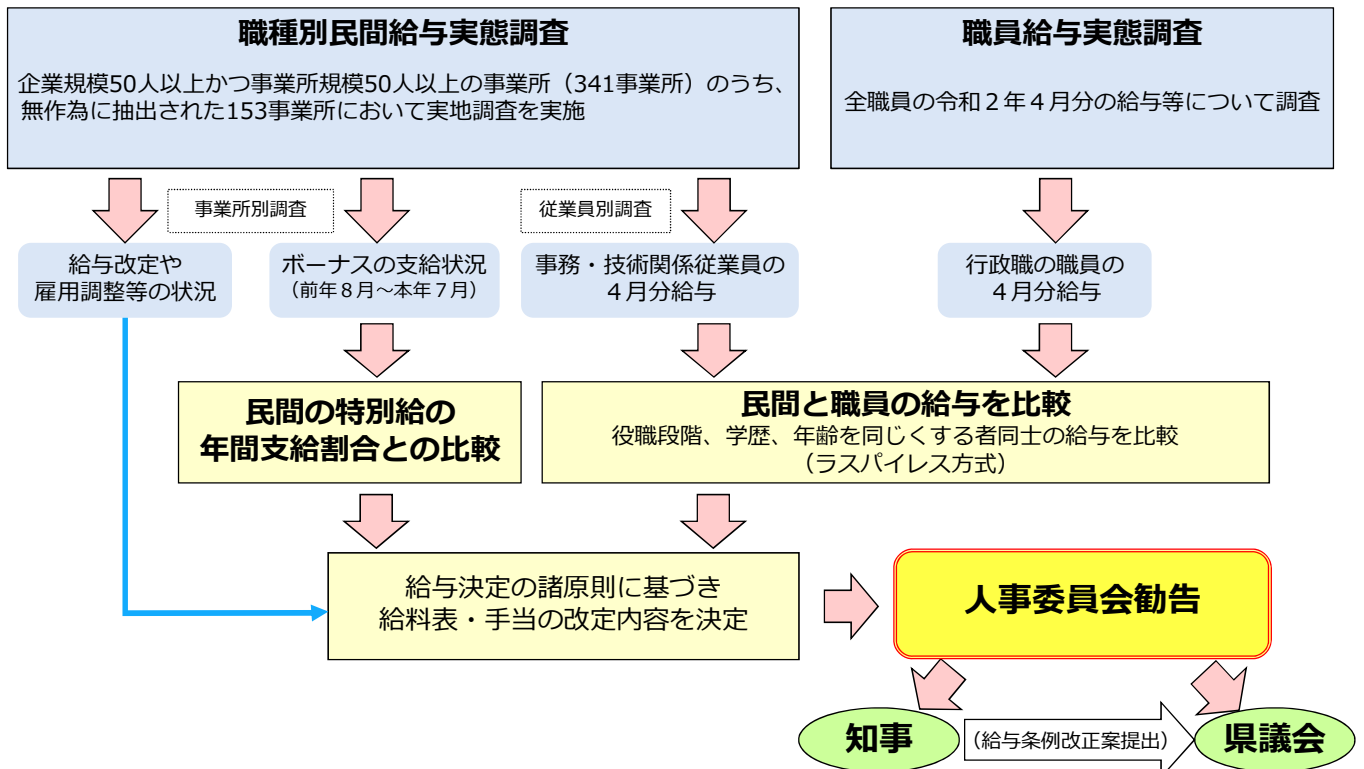
見直しの考え方（行政職給料表及び研究職給料表）

- ・ 現行の等級別基準職務表においては、役職が異なる職員が同一の職務の級に格付けされるなど職務・職責が明確に給与に反映されていない
- ・ 給料表上の職務の級と役職との対応関係を、簡素で分かりやすいものに再編
- ・ 同一の職務の級に位置付けられるライン職（決裁権のある役職）とスタッフ職（決裁権のない役職）において、職責に応じた差異のある給料とする（ライン職に対して加算措置を講じる）

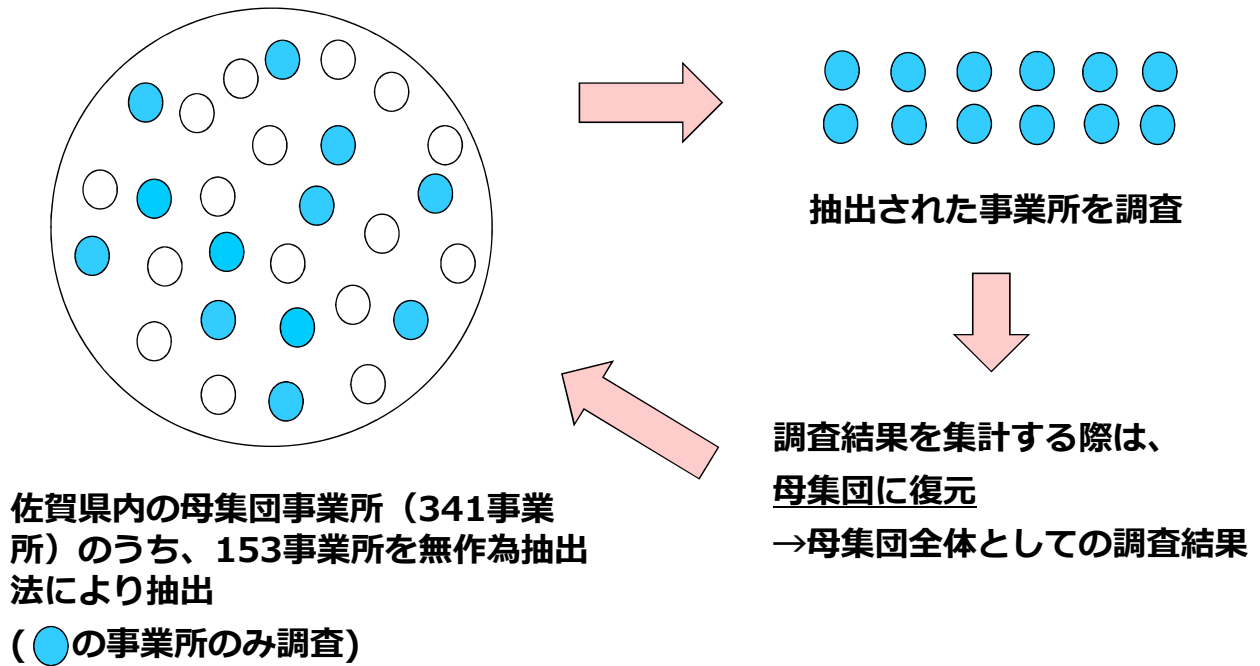


【参考資料4】

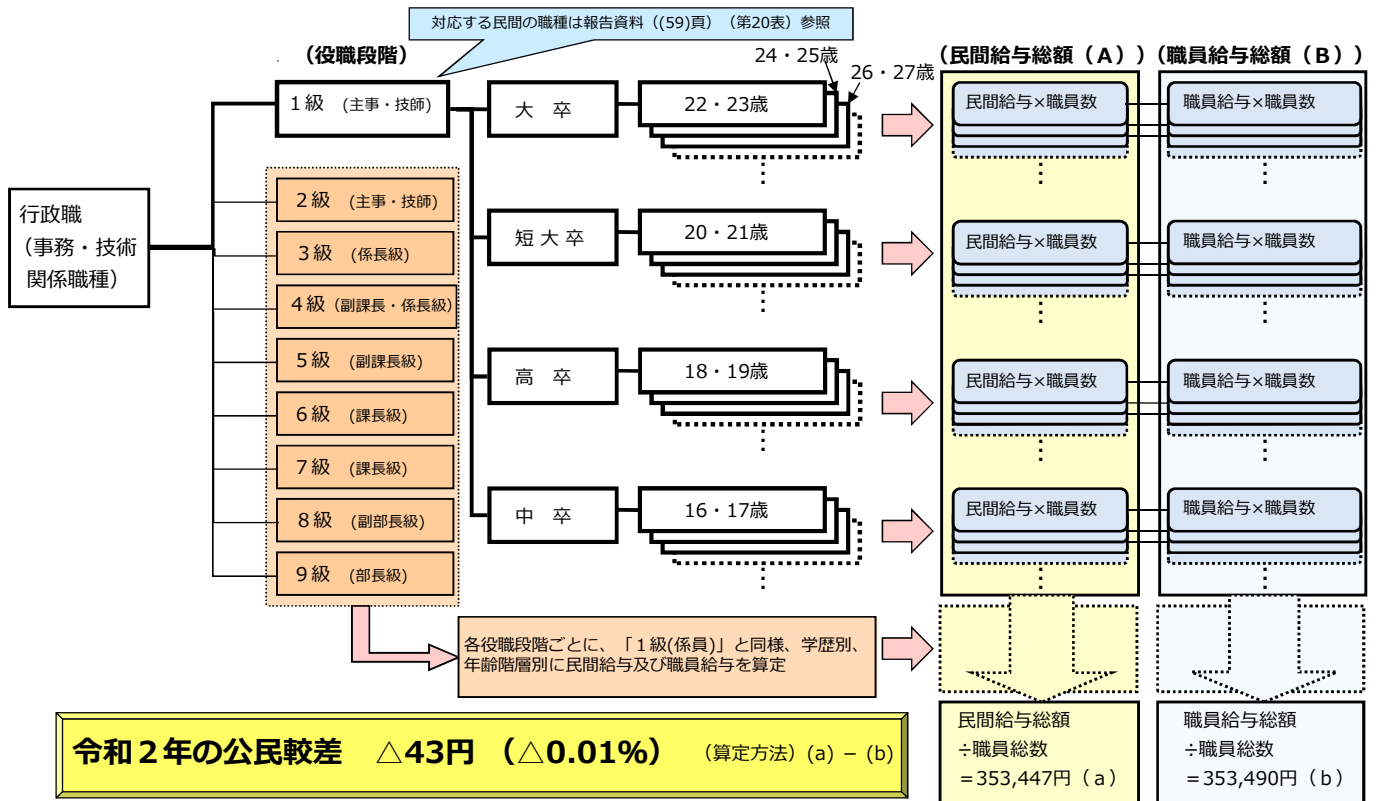
給与勧告の手順



## 職種別民間給与実態調査結果の集計方法



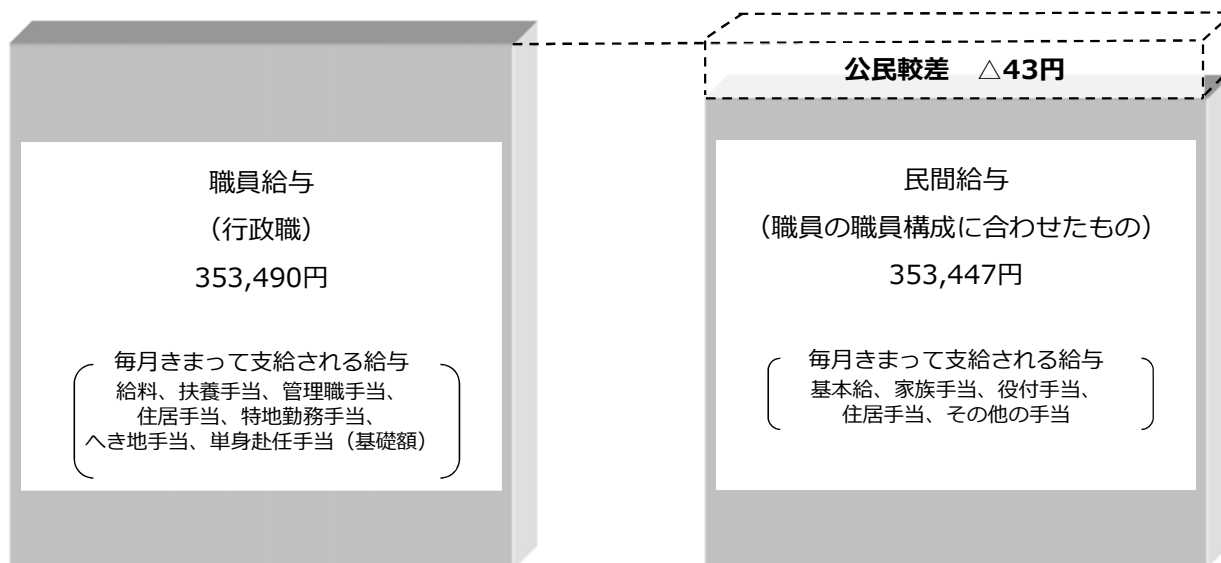
## 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)



【参考資料7】

## 公民給与の比較

単純な平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の令和2年4月分給与を精密に比較（ラスパイレース方式）



7

【参考資料8】

## 一般職員の失職に関する特例の参考資料

### ○地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
二～四 略

(降任、免職、休職等)

第二十八条 略

四 職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

### ○職員の分限に関する条例

(失職の特例)

第7条 任命権者は、公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わせないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

8